



家畜衛生情報

令和4年10月～令和5年5月の間、飼養衛生管理基準のうち、以下の7項目について自己点検をお願いします！

野鳥飛来シーズン中は、**毎月1回以上の自己点検**をお願いします。家畜保健衛生所が自己点検結果について、**定期的に電話等で聞き取り**をすることもありますので、その際にご対応をよろしくお願いいたします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除



集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも！

(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



野鳥等の野生動物の
家きん舎への侵入防止
(防鳥ネットなど)



小型の野生動物の侵入防止



家きん舎

農場に入る車両の徹底した消毒



家きん舎内に入る
人・物の徹底した消毒



野生動物対策

人・物・車両対策

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232